

「(仮称)小樽市自然環境等と再生可能エネルギー発電等事業との調和に関する条例」の
 骨子<案>の補足

目的

<骨子案>

市内における再生可能エネルギー発電施設等の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、自然環境、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全及び地域社会との調和を図ることを目的とする。

<考え方>

ゼロカーボンシティ小樽市を表明する本市としては、再エネを推進する立場である一方、再エネ発電施設等と生活環境・自然環境・良好な景観の保全や地域社会との調和を図る必要があるため、条例制定により、再エネ等施設設置に対する根拠を明確化する。

基本理念

<骨子案>

美しい景観、豊かな自然環境及び良好な生活環境は、市及び市民全体の共通財産であり、この環境を将来の世代に引き継いでいくために、市民、事業者、土地所有者及び市が連携して、その保全及び活用が図られなければならないことを基本理念として掲げる。

<考え方>

基本理念を掲げることにより、再エネの推進に当たっては、景観・自然環境は市・市民の共通財産であることが前提であるという“意思表示”を行い、景観・自然環境の保全を図る理由を明確化する。

対象施設

<骨子案>

発電出力が10kW以上の再エネ発電施設（建築物の屋根・屋上・壁面は除く）及び系統用蓄電池とする（自家消費のための設備は除く。）。

<考え方>

対 象 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）」※¹第2条第2項及び第3項に規定される再生可能エネルギー源を電気に変換する設備（再エネ発電施設）※²及び系統用蓄電池（自家消費を除く※³）

※¹ 再エネ特措法は、再エネの普及を目的とした固定価格買取制度（FIT）の根拠となる法律であるが、この制度では説明会を実施すべき再エネ発電施設の規模や説明会の範囲などが決められていることから、本条例を策定する上で参照としている。

●固定価格買取制度（通称「FIT」）

・再エネ特措法に基づくFIT・FIPの認定申請要件の説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲が10kW以上再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する、2012年に開始された制度。

※2 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、その他政令で定めるもの（※現時点において政令で定めるものはないため、実質的に五つの再エネ発電事業が対象）

※3 自家消費を行うものは、事業に該当しないことから対象外とする。

規模・要件等 再エネ発電施設…発電出力 10kW 以上※¹（建築物の屋根・屋上・壁面設置を除く※²）

※1 一般的に 10kW 未満は住宅用太陽光発電とみなされるため。

●10kW 未満の考え方

・再エネ特措法に基づく FIT・FIP の認定申請要件の説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲が 10kW 以上

・「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（環境省）の対象が 10kW 以上

（10kW 未満は家庭用又は屋根・屋上設置が一般的との見解が示されている。）

※2 再エネ特措法に基づく FIT・FIP の認定申請要件の説明会等を実施すべき範囲は、屋根置きは原則として安全上の影響が及ぶ範囲が当該屋根の建物を使用するものに限定されると考えられ、地上設置と比べて周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が低いことから対象外とされているため、屋根と同様に建築物の屋上や壁面に設置されるものについても対象外とする。

規制区域

<骨子案>

禁止区域：災害の防止や自然環境の保全等のため、法令等により規制されている区域

保全区域：禁止区域を除く市域全域

<考え方>

本市には、豊かな自然や歴史景観といった未来に引き継ぐべき財産がある。景観は、小樽歴史景観区域内の歴史景観や重要眺望地点からの景観、八区八景などさまざまであり、一律の区域設定により全ての景観を保全することは困難であるため、禁止区域以外の市域全域を保全対象とする保全区域を設定する。

<参考> 禁止区域として指定するエリア（案） ※下記区域は、現時点で想定する例

・森林法に規定する保安林の区域

・自然公園法に規定する国定公園の特別地域の区域

・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する特別保護地区

・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域

・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域

・文化財保護法に規定する埋蔵文化財包蔵地、重要文化財、国指定史跡、名勝、天然記念物の保存に影響を及ぼす範囲等

※ 現行の太陽光発電施設の設置に関するガイドラインとの整合性、他自治体の制定状況、法規制の状況を踏まえ、今後整理する。

規制手続（許可）

<骨子案>

事業者は、保全区域において再生可能エネルギー発電施設等の設置に係る事業を実施しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、当該事業に係る計画について、市長の許可を受けなければならない。

<考え方>

再エネ施設を抑制する主旨ではなく、本市は「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明し、再エネを推進する立場であることから、自然環境や景観等の保全と再エネの推進の両立を目指すことを目的としている。

本条例骨子案では、規制区域を法規制のある「禁止区域」とそれ以外を「保全区域」としているが、法規制のない区域での事業を抑制した場合、憲法第29条の財産権の侵害に当たる可能性が高く、条例によって行為を制限させることは極めて困難である。特に、景観については、一定の基準を示すことが難しい。

そのため、法令等の規制のない保全区域での事業計画に対しては、関係手続の強化を図りながら配慮を求めていく必要があるため、規制手続（届出制や同意制、許可制）の中で最大限の抑止力となる許可制を選択することとする。

※ 許可基準等は今後慎重・綿密に検討を進める。

審査会（仮）

<骨子案>

再生可能エネルギー発電施設等の設置に関する重要事項を調査審査するため、審査会を置く。

<考え方>

許可案件について、意見を聴取する場として、学識経験者や庁内関係部局等で構成する合議体を立ち上げ、事業に当たって求める配慮の内容や意見等を聴取する。

※ 構成員や在り方については、今後慎重・綿密に検討を進める。

勧告・命令・公表

<骨子案>

禁止区域内（又はその一部）で事業を行った場合、遵守事項に反していると認める場合、各種届出がなされない場合、許可を受けた事業計画に従って事業を行っていないと認める場合は、勧告・命令をし、命令に従わない場合は発電等事業者名を公表する。

<考え方>

条例の実効性を高めるため、勧告・命令・公表を規定する。他自治体においては、罰則（過料5万円の行政罰）を設けている条例があるが、命令に従わない発電等事業者名を公表することが条例の実効性を担保できると考えることから、罰則は設けないこととする。

（あくまでも、再エネと自然環境等との調和を図り、保全と再エネの推進の両立を目指す条例のため、罰則を設けることで過度な規制となることを回避する。）